

国鉄技第 187 号
国鉄施第 99 号
平成 18 年 3 月 3 日

各地方運輸局 鉄道部長 あて
沖縄総合事務局 運輸部長 あて

鉄道局

安全対策室長

施設課長

鉄道における当面の強風対策の指示について

平成 17 年 12 月 25 日に発生した JR 東日本・羽越線事故に鑑み、全国の鉄軌道事業者に対して指示した風速計に係る緊急総点検の結果を踏まえ、当面の強風対策の実施を指示することとしたので、下記のとおり管下鉄軌道事業者を指導されたい。

記

1. 実施項目

- (1) 気象台の助言等を踏まえ、沿線の「風の通り道」等について再確認を行い、必要に応じ、風速計の新設・増設・移設を行うこと。
- (2) 風速計の測定値が運転規制の基準値を超えた場合に、警報を発する機能を有していない既設の風速計については、警報機能を付加すること。
- (3) 平均風速により運転規制を行っている事業者においては、瞬間風速による運転規制に変更すること。
- (4) 風速計の点検・整備に係る規定を有していない事業者においては、規定を作成すること。

2. 実施期限

JR、大手民鉄及び公営地下鉄については平成 18 年 11 月末までに措置し、それ以外の中小民鉄等については平成 19 年度末までを目途に措置すること。
ただし、1. (4) については、全事業者において直ちに措置すること。

3. 整備計画の作成

具体の整備計画を作成し、平成 18 年 5 月 31 日までに報告すること。